



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	2006年8月韓国出張レポート : 2006年11月国際シンポジウムレポート
Author(s)	李, ナリ; 川村, 明日香
Citation	知的財産法政策学研究, 14, 382-385
Issue Date	2007-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43514
Type	other
File Information	14_382-385.pdf



2006年8月韓国出張レポート

李 ナ リ
(前 COE 研究員)

韓国著作権法学会の要請により、同学会、韓国著作権審議調整委員会 (Copyright Commission for Deliberation and Conciliation) および北海道大学法学研究科21世紀 COE プログラムの共催で、8月9日にソウルで開催された研究フォーラムにおいて、田村善之教授が講演を行った。同研究フォーラムは東国大学校の朴栄吉名誉教授によってオーガナイズされ、韓国文化観光部(日本の文化庁に相当)が後援した。

今回の研究フォーラムには、北海道大学から田村教授ほか4名が参加した。COE 研究員として北海道大学にて研究中である中南財經政法大学の李揚副教授、同じく COE 研究員の李ナリ、韓国文化観光部から研究大学院修士課程に留学中の李海青、同じく韓国特許庁から研究大学院修士課程に留学中の李京林である。研究フォーラムは韓国著作権法学会が著作権の研究のため定期的に行っているもので、韓国知財権関係の学者、弁理士、弁護士など、実務家・専門家が参加する研究会である。今回の研究フォーラムで、田村教授は「効率性・多様性・自由—インターネット時代の著作権制度のあり方」というテーマで、最新の情報通信技術やインターネットの普及による、日本や諸外国の著作権制度全般におけるパラダイムシフトについて講演を行った。研究会の司会は東国大学法学部長である金善政教授が担当した。その後のディスカッションの際は、韓国で有望なインターネットメディア企業の一つであるダウム社(Daum)や韓国放送局(KBS)が発言し、田村教授の第三の波理論における著作権侵害責任の帰属主体や懲罰的損害賠償等について議論が行われた。

田村教授の韓国訪問は今回が2度目になる。研究フォーラムの翌日、8月10日は田村教授および李揚研究員は You Me 特許法人を訪問し、韓国の知財・特許に関して実務家と打合せを行った。

最後に、我々一行に様々な便宜を図ってくださった、朴栄吉教授をはじめとする韓国著作権法学会、韓国著作権審議調整委員会や文化観光部、音楽著作権集中処理機関の関係者および、田村教授に一生に一度の経験をアレンジしてくださった You Me 特許法人の鄭完燮弁理士や関係者に、感謝の意を表したい。

2006年11月国際シンポジウムレポート

川 村 明日香
(COE研究支援員)

2006年11月18日(土)、国際シンポジウム「コンピュータ・プログラムの特許保護 - 日米欧中比較 - 」が開催された。今回のシンポジウムでは、コンピュータ・プログラムの保護方策をテーマとして、平嶋竜太助教授(筑波大学大学院経営・政策科学研究科助教授)、余翔教授(华中科技大学教授・北海道大学客員研究員)からの報告、およびディスカッションが行われた。以下、シンポジウムの概要を報告する。

まず、第一報告として、华中科技大学の余翔教授により、「Patentability of Computer-related Inventions」と題した、コンピュータ関連発明の特許要件についての報告がなされた。前半は、ドイツでの研究が生かされた、米国とEUの比較研究、後半は中国の現状についての紹介であった。中国で2006年に制定された新しいガイドラインでは、実施例としてフローチャートを要求している。報告の基礎となった原稿を翻訳したものが、後日、本誌に掲載予定であるため、詳細については、そちらを参考にされたい。

続いて、第二報告として、筑波大学の平嶋竜太助教授により「ソフトウェア関連発明における自然法則利用性の評価について - 回路シミュレーション方法事件判決を素材とした検討」と題して、ソフトウェア関連発明における審査の要件についての報告が行われた。「自然法則の利用」という発明の定義規定に多くを依存するべきではなく、むしろ開示要件として、特許を受けるために必要な範囲でソースコードの公開を求めるべきであるという可能性を示唆する内容であった。その後、活発な質疑応答が行われ、ソフトウェアにだけその要件を求める理由や、進歩性という側面から発明を吟味できる可能性、「発明の正確な把握」というよりも「発明の完成度(未完成発明)」のチェックという側面が存在する可能性などの点で、議論が行われた。第二報告に関する論稿も、後日、本誌に掲載予定であるため、詳細については、そちらを参考にされたい。

今回のシンポジウムを通して、コンピュータ関連発明の保護について、日米欧中それぞれの制度を比較検討することができ、さらに、開示要件についての示唆なども報告され、有意義なシンポジウムとなった。また、実務家や海外からの参加者も多く、ディスカッションも盛り上がった。報告者の先生をはじめ、ご参集いただいた皆様に、感謝の意を表したい。